

議事日程（第3号）

平成25年9月11日（火）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 鳴原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 菅野意美子君	8 番 新関善三君	9 番 菅野正彦君
10 番 黒沢敏雄君	11 番 五十嵐謙吉君	12 番 高野善兵衛君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 斎藤博美君
16 番 佐藤喜三郎君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	伊藤智樹君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	佐藤修一君	会計管理者	寺島喜美夫君
保健福祉課長	菅野浩市郎君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教育次長	仲江泰宏君
生涯学習課長	丹野雅直君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書記 橋本文雄

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

議案第84号 平成25年度川俣町一般会計補正予算（第3号）

（質疑・討論・採決）

議案第85号 平成25年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

（質疑・討論・採決）

議案第86号 平成25年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第2号）

（質疑・討論・採決）

議案第87号 平成25年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

(質疑・討論・採決)

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。（午後1時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 会議を進める前に申し上げます。

本日も気温が上がっておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において7番議員 菅野意美子君、8番議員 新関善三君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2，議案第84号「平成25年度川俣町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 14番遠藤です。

考え方の問題としてちょっと聞きたいんですが、今度の補正の中には旧川俣精練の解体工事費が取られているんですが、この川俣精練の解体の予算取ったから全部壊すんだという考えに立つのがこれ当然だと思うんですが、今、総務委員会や何かで精練の跡地をちょっと見てみますと、例えば集会所なんか使うのなら今新しく建てた建物については耐震震度や何かをきちんと見て集会所としても十分に使える建物になるんじゃないかということが考えられるんですね。だから、あそこに住宅と一緒に集会所造るんだというのであれば、あの建物は残して、そのまま集会所に使うくらいの考えを持つ必要があるんじゃないかと私はあの建物実際を見て、そういうふう感じたものなんです。今、とにかく議会の度ごとに問題になっている子どもの室内遊び場の問題にしても、あの建物の中で今すぐに壊さなくちゃならないのではなくて、子どもの遊具を入れるだけで、ちょっと内装をきちっとやれば使える建物もあるんじゃないかとも考えられるんですね。そういうふうなものを検討したうえで、この解体に当たるという多様な考え方に立てないのかどうなのか、そこら辺のことについて、ちょっとお聞きしておきたいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

精練の事務所等の部分、2階建ての事務所棟の部分だと思うんですけれども、この事務所棟について集会所などとして改造できるのではないかという質問でございますけれども、ご質問にございましたとおり、既存の建物でありますので、耐震強度の問題などもあると思います。また、集会所として利用する場合の浄化槽の容量とか、あと、現在2階建てであり、バリアフリー化の使い勝手がよい集会所になる

かどうかなど、それらのことも全体的に調査検討を十分行ったうえで、解体に際しては対応したいということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 確かに今、既存の建物を集会所に使おうとすれば、それは浄化槽や何かの問題や何かというのは当然出てくるのは当然なんですね。だから、そういうものも加味したうえで解体に入るということを検討するのかどうか。解体の問題についても、とにかく後ろのほうから解体して整地をするとか何かということになれば、今、当面の問題として私は、あれだけの広さの建物を例えば子どもの遊び場なんかを仮に、どっちにしる暫定的に使うものですから、仮に使って子どもの遊び場として使えるような建物だけは残すとか、そういうことにしなければ、今日も早く子どもの室内遊び場ということや何かがいわれている中で、これから検討して造りますでは間に合わないんですよね、もう2年半にもなるわけだから。だから、そういう緊急的な対応として、例えば子どもの遊び場としてとりあえず使っているながら、あと解体まで間に合わせるとか何かという考え方、総合的な考え方に立った活用の仕方っていうのはあるんだろうと思うんですよね。そういうことをやはりきちんと、私は全く不思議ではしょうがないんですが、本来、子どもの遊び場なんというのは企画のほうでやらなくちゃならないんだろうと思いますが、何かいろいろ聞いてみると教育委員会のほうでやらざるを得なくなっているみたいなことも聞くんですが、そういう子ども教育や何かと協議しながら、そういうものを含めて検討するということがやれるのかどうなのか。もう解体決まったんだから解体するのみですということになっちゃえば、それで終わりになっちゃうわけですので、その辺のことをちょっとお聞きしておきたいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

役場、庁内で十分協議をさせていただいて、お質いただいた総合的な検討を加えさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 何点かお伺いいたしますが、まず第1点は、今回のこの補正予算の財源の問題ですが、財源不足する分を財政調整基金を取り崩して充当するというふうなことで7,000万円ですか、7,400万円ほどみているわけですが、今回のこの財源不足はほとんど復興事業に関わるものだと私は思うんですよね。100%補助のものはそれはいいとして、遊具の更新にしても2分の1しかないわけですから、2分の1の分を町費で持つということで、そういった中で、財調を取り崩してやるということについてどういうお考えなのか、ちょっと私は疑問に苦し

むんです。というのは、復興基金というのがあって3億6,000万円残高あるはずですよ。ですから、正に復興に充てる事業の財源不足を補っているにもかかわらず、何にでも使える財調を使って、その財調の残高を減らしておいて復興基金は3億6,000万円温存するということは、どういうお考えでそういうことを、将来の復興基金の使い方に何か目標、目的があって、そういうふうにしているのかなのか、まず第1点伺いをしたいわけであります。

あと、もう1点は、18ページに原子力災害対策関係で再生加速事業費というように委託料が新たに5点ほど載っているんですけど、この5点のうち、まず送迎車の運行業務委託料っていうのがあるんですが、これは区域見直しをしたわけですから、誰でも自由に出入りはできるんだというふうに再三答弁しているわけですよ。だとすれば、なにも山木屋に行く場合は、デマンドタクシーを使えばいいんじゃないかと私は思うんですけども、なんでわざわざ仮設住宅発の運行を限定してやって1,300万円の金をお使いになるのか。だったら、山木屋の人は山木屋に戻る場合はデマンドタクシーは全部無料でどうぞやってくださいと、そういうふうにしますよといったほうが私は非常に効率的なお金の運用にもなるし、仮設住宅外に住んでいる山木屋の方々もいっぱいいるわけですから、そういった方々も利用しやすいんじゃないかと思うんですが、なんで仮設住宅発のバスだけの運行委託料を考えるのか。デマンドタクシー1本にすれば、私はデマンドタクシーの効果も上がるし、利用なさる山木屋の方々も大変利便性が向上するんじゃないかと思うんですが、その辺の考え方を2点目にお伺いをしたいと思います。

それから、同じくその中に区域の防災防犯対策事業委託料ってあるんですが、予算の提案では何ら触れなかったんですけど、今のパトロール隊とは別に何か別段違う何の事業をやるのか分からないので、是非お聞かせをいただきたいと思います。

それから、16ページへ戻りますが、精練の解体費なんですけど、今度は土壤の汚染調査委託料ということで210万円、平面図作成するんだということで載っているんですよ。こういったことをやっていきますと、結局は精練の解体事業というのはどういうスケジュールに今後なるのか。この前の全員協議会での当局の答弁では、8月末には解体工事を発注するんだと、こういうふうに言っているわけなんですけど、今日は9月11日なんですけど、もちろん発注もしてないわけですよ。これから土壤汚染のマップを作って、それに基づいて何をやるのかよく分かりませんが、今後精練の解体事業というのは、どういうスケジュールになるのか、お知らせをいただきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

はじめに、今回の補正第3号の全体の歳出に対して不足する分について財政調整基金から繰り入れを行っているので、これを復興基金のほうから繰り入れはできな

いかという質問でございますけれども、基本的に復興目的として住民のために使用することが復興基金活用の理由づけとなりますので、お質しの復興事業についてもそういった理由づけができますので、今後、現在は本補正予算につきましては財調の繰り入れとしておりますけれども、最終的にこの基金も平成２７年度末までには現在ある現在高を使い切ることとなっておりますので、それらを含めまして基金の充当について今後振り替えるという形を取らせていただいて復興基金の活用というふうに考えてまいります。

次に、精練の土壌調査も含めた今後のスケジュールでございますけれども、土壌調査については、建物の解体工事と一緒にできるということでございます。ただ、先に解体工事、早期に発注したい話をしておりましたけれども、なぜ進まないかといいますと、この解体工事費につきましては国のコミュニティ復活交付金、いわゆる震災復興の交付金を充てて事業を実施することを想定しておりまして、そういう歳入についても予算化をしております。解体を国からゴーサインが出る前に行いますとフライングという形で、コミュニティ復活交付金の該当にならないということもございまして、現在、町に対して、その整備戸数がどれだけ必要かということも問われてまして、国で話をしておりますのは、乙８区、山木屋の乙８区の居住制限区域だけが入居に際しての整備戸数の対象となるということで、それ以外の避難指示解除準備区域については、近い将来帰還できる環境を整えるための取り組みを進めていくので、国では復興公営住宅の整備について必要性や整備戸数について慎重に検討することが必要であるという考えが根底にございます。これらを踏まえまして町といたしましては、避難指示解除準備区域におきましても子どもを持つ世帯や高齢者世帯などが入居できるよう、国、県と協議をしているところでございますけれども、その結論が出ていないというのが進んでいない状況になっております。現在、精練の建物解体費が約３億に及ぶということで、多額の解体撤去費用をかけてこの土地を活用する必要性、合理性や町でここが一番の土地だという、そういう優先順位が最も高いということを前提に跡地活用をする必要性を求められております。そうした協議が継続しておりますので、この本補正予算、解体費について可決をいただきましたらば、早急にこの協議を進めまして、早期の解体に着手したいというふうなスケジュールで、現在いつからというのは、はっきり申し上げられないのが現状でございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

送迎車の運行の部分であります。１８ページの送迎車運行業務委託でございますが、これにつきましては、定時の時間帯を決めまして、これは特例宿泊ということで夏の時期もお盆のときに行ったところでありますけれども、事前にお電話いただきましたら、その時間帯、定期的な時間帯に合わせたような形の運行に合わせて皆

さんからお電話いただいて、そこのほうの部分の送迎をするという趣旨で実施をした経過がございました。そういうことで、今回もそれに合わせたような形で定期的なデマンド型という形になりますけれども、お電話をいただいて山木屋に向かわれる方、また山木屋から戻られる方ということで今回運行をまた同じようにさせていただきたいということでもあります。仮設住宅、一応農村広場経由になりますけれども、そこを出発というような形で、この前ですと保健センター経由で山木屋というようなことがございましたが、そのような形で今考えているところでございます。

あと、もう1つの区域（不規則発言あり）そういうことでの一応見積もりということで予算のほうも用意しているところでありまして、今、議員お質しのデマンドといいますと、時間帯又はいろんなご都合が相手方にあるわけでありまして、それについては、もう少しちょっと調整をさせていただければと思います。ちょっと、どういう運行が一番合うのかというのをもう少し検討させていただきたいと思っています。

あと、区域の防災、防犯対策事業の委託であります、これは山木屋の家屋の関係の調査又は水回りの調査、あとは井戸関係もございまして、そういう調査事業を実施要綱の中でしてまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） まず、第1点目の財源の問題ですけども、課長いうとおりだと思うんですよ。だから、なんでそういう考え方を取って予算を作らないのかなというのが私は非常に疑問なのね。期限が切れて、ちゃんと復興事業、財源の目的が決まっているものにしか使えない基金があるのに、それにほとんど充当するために今回の補正予算が出ていて財源やっているのに、あとで繰り替えするということがありますけれども、要は予算を作るときに、そこが失念しているということが私は非常に懸念するところなんです。金は色ついてないものどれだって同じだと、それは違いますよね。金は色ついているんですよ。歳入のときは。だから、やっぱりその金をどう有効に使うのかということからいえば、今般は復興基金を使うのが正しい話ではないかと思うんで、是非早急に財源の振り替えをしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、2番目の精練の話ですけども、要はあれでしょう、だから、国、県と要は調整が全くついてないということなんですよね、今現在でね。ですから、今回この補正が通ったとしても、このとおり事業ができるかどうかということは全く分からんと、こういうふうに解釈してよろしいのかどうか。言ってる意味わかりますよね。だって、これ予算を出して認めてくださいということはやりますということですからね、通常ね。それが全く調整ついてないということは、じゃあ、やらないということもあり得るんだということに解釈していいのかというのが1つ。

あと、2つ目は、要は乙8区の分の住宅戸数しか認めないというふうなお話なん

でしょう、国のほうは。居住制限区域だけですと、こう言ってるわけじゃないですか。そうすると、要は補助金とか交付金というのは理論は組み立てができれば、それはそれで来るわけですね、実際は。そうすると、今望まれていることは、要は、あそこを一日も早く解体して跡地利用がきちっといつでもできるように条件を整えましょうということが一番の命題だと思うんですよ。だとすれば、なにも、私から言わせてもらえば、国、県の言うとおりで乙8区で20件は、ちょうどくらいだと思うんですよ、私、多分町でこの20戸と言っているのは、乙8区の戸数と。だったら、そのとおりで出せばいいんじゃないですか、国に。そうすれば、すぐにはいって認めてくれるわけじゃないですか。だから、何か事業を本気でやろうと思ったら、金を出すほうは理由づけがしっかりしていれば、これは金が出てくるわけですから。やった結果、じゃあ乙8区の人10人しか住まなかったとか、希望が最終的に8人だったとか、じゃあ空いているところをどう使うのかというのは、正にその次に協議すればいい話でしょう。今、当面必要なのは何かといたら、一日も早く精練の所を解体をして、跡地利用が町のこれからの復興事業に有効に活用できる用地として整備をするということが一番の課題だと思うんですよ。そういう立場に立てば、もっと協議が進むんだと私は思うんだけど、お互いに机上で話ばかりしていて、実際の事業は全然進まないとすれば、それは正に議会においても去年の補正から始まって、当初に始まって、また補正でって、こう何回も予算審議して認めているにもかかわらず、一向に進まないということになってしまうわけじゃないですか。ましてや今度汚染土壌の話ですよ、これ。これもあれなんでしょう、ある面、この財源の中に入っているんでしょう。これ1,093万5,000円が国県支出金で、949万4,000円は一般財源だということは、この汚染土壌の平面図作成の210万6,000円もその内数にあるわけじゃないですか。それも最終的には町費だっていわれる可能性があるっていうことでよろしいんですかね、これ。だったら、やっぱり財源をきっちり確保するために、今何を議会には承諾していただいて、そして事業を早く進めるにはこの手法しかないから、とりあえずこういうことで国に申請して進めますというふうな、今日初めて聞いたわけでしょう。国とか協議整ってなくて、まだ財源もはっきりしてないんだなんていう話は、今日初めて聞いたんですよ、私どもは。そういう、ざっくりばらんな復興事業の実態というものをそのために毎週全協だってやっているわけですから。全員協議会だって。もっと素直に出して、お互いに知恵を出し合って町民の要望に応えられる復興事業を進めるというふうな立場に立ち得ないのかなと。そして、今議論したようなことをやっていけば、例えば同僚議員も質問したことがありますけれども、そういったものを持ち込んだらば、もっと話が先にいっちゃうじゃないですか、今度は。例えば浄化槽は1筆に、1地番に1つしか造っちゃいけないというのは、これは当たり前前の話でしょう。2つも3つも造れますかといったら造れないじゃないですか。そ

うすると、将来どういうふうにするかということがきっちりしてなかったらば、いろんな提案がされたって、要はこなしきれないということだと思うんですよ。財源も確保できなければ使い方も決まっていればといたら、国だって良い悪い言えないと思うんですよ、私。だから、その辺の町のしっかりした考え方というのは、いつほんじゃ出てくるのか。そして、それに基づいて国と県と協議をして、いつ確定するのか。予算通ったらもう1回協議するんだという話ではないでしょう。協議して、ある程度めどついたから予算を通してくださいっていうのが普通の話ですよ、事業というのは。そこが逆さまになっているので、どういうふうになるのか、もう1回答弁してください。

それから、デマンドの話ですけど、要は私も夏休みの一時帰省のときに来たらば、たまたまそこに来ましたよ。でも、誰も乗っていませんでしたよ。だから、お盆のときの帰省のときの経験からいけば、普通にデマンドタクシー運行してただにしたほうがはるかに利用者は増えるじゃないですかって私は言ってる。どっちにしろ、どういうやり方をしたってですよ、国は認めるはずですよ、多分。定期便で運行しなければだめだって言ってるんですか、国が。だから、こういうやり方をするんですか。それともなにか問題があって役場、仮設からしか出ないという運行に固執をしている理由が何かあるんですか、何か。山木屋の人々が、これが一番良いというふうに要望したんですか、それとも。なんでその失敗しているにもかかわらず、同じことをやって、空の車を走らせて1,300万円払っているのなら、違うことに使ったほうが良いじゃないですか。そういうふうには、なんで思えないのかなと私は思うんです。

それと、あと区域の防災防犯の話だけど、水回りの調査ということと、井戸の5,700万円違うところで取ってますけど、その話ってどういうふうに違うのか。例えば、井戸から水が来てないのに水回り調査しっぺといたって、壊れてるか壊れてないかは通水してるから分かるんだよね、普通は。で、同僚議員も言っているとおり、涸れている井戸もいっぱいあって水が家にきてないんだよという家もいっぱいあるわけじゃないですか。そういうところで水回りを調査するんだと言って、水きてないのに水回りの調査には私はならないと思うのね。どういうところが、そして委託先として考えているんですか、この場合。だから、水の調査をするってということと水回りの調査をするってことは、私は一体のものだと思うんですけど、なんでバラバラにしてやらなくちゃいけないのか。これも財源見ると、ほとんどこれ、あれでしょう。帰還再生加速事業委託金等を使うんでしょう、これ7,400万円ついているわけですから。この3,400万円の中に入っているんだと思うんですけど、この話もね。だったら、より効果的に、より一体的に住民の方々に返せるということからいえば、水の調査と水回りの調査は同じところにやらせて、同じく返してしてやるのが私は筋だと思うんですよ。なんか仕事をつくって大変にし

て、住民の人が求めている答えはバラバラにしか出てこないっていうことになるんじゃないかというふうにこの防犯と区域の防災防犯対策事業は思うんですけど、なんでその別々にしなくちゃいけないのか。水が出てないのにどうやって水回り調査するのか、お聞きをします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

復興基金からの繰り入れの件につきましては、議員お質しの財源の目的として、今回調製する際に十分配慮を欠いておりましたので、今後そういった考えの下に十分な対応をしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、精練の場所への復興住宅の件でございますけれども、先ほど国との調整がついていないお話をさせていただきましたが、今回の解体費などにかかります予算の確保によりまして、町の方針といいますか、意思が確固たるものとなりますし、多額の解体費用をかけてもこの土地を活用して復興住宅としていくという理由づけも強固なものになりますので、国との協議を加速させることができると思いますので、早期の対応をしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

まず、デマンドでございますけれども、保健センターの前を經由してデマンドも運行させていただきました。これにつきましては、空ということでありましたけれども、これはデマンド型にしておりまして、定時的な部分で発車と運行送迎をさせていただくということで、確かにこちらで空になっていう場合については、どうせ山木屋にデマンドで迎えに行くということが決まっておりますので、その分でただまっすぐ山木屋のほうに迎えに行くのではなくて、定期的などかとかどこかが停留所的なやつがあって、もしデマンド的に連絡等がつかなくても、そのこの定時のところの箇所に行けば乗れるというシステムの部分を入れさせていただきましたので、空で走っているということは確かにこちらの出発はあったかもしれませんが、山木屋の先のほうでデマンド型になっておりますので、帰ってくる方がいらっしゃるのので、山木屋にただ行くのではなくて、その定時的な場所に寄っていくという方法を前回はさせていただきましたので、今回もそのような運行をさせていただくということでしております。そういうことで、無駄のない運行というものをしていきたいということで考えております。

あと、もう1つ、どこまで涸れている井戸の水回り調査の部分でありますけれども、まずは涸れているというようなことで、そういう話があったとしても、その方の井戸については引き水なのか、例えば本当に井戸水なのか、遠い所から引っ張ってきているのかという調査をさせていただく。それで涸れている部分については、

もちろん水が出ないわけですから、涸れているというのは分かります。そうすると、その水の確保をどうするかというところを調整するというようなことも踏まえて、今回はやらせていただきたい。あとは家屋のいろんな壊れているもの、解体事業で取り組めないもの等々についても、家庭のほうにお邪魔させていただきまして、いろんな廃棄物等々があるものについては調査も併せてやるというようなことの今回事業とさせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

あと、もう1つ、井戸水の検査と、この井戸の今回の一緒にできないのかということでありましたが、井戸水検査については水検査の専門機関のほうに委託をするということで今回別にさせていただいております。水の検査は、水の本当に専門のところをお願いをする部分の予算と。あくまでも、原災課のほうで予算、今回提案をさせていただいておりますのは、水の周りの問題とか、いろんな家の周りの状況調査も併せて一体的に行うということで今回計上をさせていただいたものであります。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 精練の問題から再々しますが、もともとですよ、精練のところの事業については、どういうふうに使うかということは、議会と相談をしたうえでやりますというのが本会議での答弁ですよ、予算提案したときの。これは議事録見れば分かりますからね、町長。予算は取るけど、跡地利用については議会と相談をして決めますと、こういうふうに答弁しているわけですよ。だから、今の課長の話だと、今度補正予算取ると国、県のほうに並々ならぬ町の決意が分かるんだって、決意は分かるかもしれない、それは。だけど、どう使うんだということは1回も正式には議会には提案ないんですからね、これまで。復興住宅23戸どうのこうのっていうのは計画書に書かれているだけで、ほんじゃ、どういう使い方をするんですか。集会所造りますなんて話は、正式には出てきてないんだからね。あそこに集会所造りますなんて話は、正式には出てきていませんからね。だから本会議というか、議会に正式に提案したことは何だったのかということと、地域の人たちとしゃべったり一部の人たちとしゃべっていることがごちゃ混ぜになって、議会で答弁したり提案をしてるから私はおかしいと思っているんですよ。議会で言ったことは何だったのか、議会に約束したことは何だったのか。そうしたら、あそこの土地利用の計画については、こういう計画をまとめましたということを議会に正式に提案すべきでしょう、町長。決意だけではしょうがないじゃないですか。国、県は、だって、どういう土地の使い方をして、この施設はなんで必要なのかを明らかにしろって言ってるわけでしょう、課長の答弁は。だったら、どういう使い方をしてこういう施設を造るんだということについては、議会と相談して決めますって本会議で答弁したんだから、そのことは当然、本会議なり特別委員会なり報告すべきじゃないですか、全員協議会なりで。そのうえで町としては、議会とも調整をしたうえでこれが

決まったから是非これを認めてくれと。そのときに国、県、復興庁の言い分もあるでしょうから、復興庁の言い分も十分加味しながら、一日も早くできる手法、理論の組み立てということをするべきじゃないですか。結果としてどう使うかということは、最終的に試してみないと分からないんだから。だけど、今の段階では、これで町としては合意しているんだということは、ちゃんと議会で協議してやるべきだと思うんですが、その前の答弁は関係なくなったわけではないでしょう。だから、どういうふうにするのか、どういうふうなスケジュールでいくのかということをして是非ちゃんと予算執行前に議会に提案をしていただけるのかどうか、それが早急に出ないと、みんなこれ繰越明許になるんじゃないですか、このままいったら、また全額。川俣、なんにもやらないという批判が町民から出るわけですから、是非それいつまでやってくれんだか、明確にお答えをいただきたいと思います。

それから、バスの話だけど、送迎車運行の。だから課長、いいかい。行った先ではデマンドになっているんだよ。そうでしょう。おれは蕨平に帰る、おれは八木に帰るって、これデマンドになっているわけじゃないですか。なんで行くときはデマンドになってないんだということを言ってるんですよ。なんで仮設と保健センターと固定した話をするんですかって、私は言ってるだけなんだよ。出だすときから、なにも羽田に住んでいる人もいれば、鉄炮町に住んでいる人もいれば、福沢に住んでいる避難者の方もいるんだから、そこを回って、デマンドというのはドア・ツー・ドアがデマンドなんでしょう。そうしたら、送った先だけがドア・ツー・ドアになっててですよ、行くときはドア・ツー・ドアになってないから言ってるんですよ。行くときから、なにもドア・ツー・ドアにすればいいじゃないですか。なんで、それを仮設にこうだの、保健センターにこうだの、停留所みたいなのを造りますだのっていう話をするんですかとやってんですよ。だって、結果からいったら1回に10人も20人も乗ってるわけじゃないじゃないですか。だとすれば、ドア・ツー・ドアで本当のデマンドの運行の仕方をして十分に対応できるんじゃないですかと、なんで、そういうことを考えないんですかって前から言ってるわけですよ、私。行った先でデマンドなら、行くときだってデマンドにしたら、おれは仮設にいないから来てもらえないんだ、仮設に行かなくちゃいけないんだなんて不満の批判の声は出ないんですよ。福田に住んでいようが、飯坂に住んでいようが、小島の借り上げ住宅に住んでいようが、仮設にいる人と同じでドア・ツー・ドアで迎えに行きますよと、そして自宅に送り届けますよというふうな送迎の運行の仕方になんてできないんですかって最初から私は質問してる。行った先だけデマンドにしたって、しょうがないでしょう。帰ってくるときはデマンドになっているわけでしょう、個人の家、みんなあれで乗せてくるんだもの。落っことす先が保健センターだの仮設になっているだけでしょう。そうしたら、なにも山木屋に行ったときと同じことをやればいいんでしょう、出ていくときから帰ってくるまで。なんで、そういうことを考

えられないのかって私は言っているだけです。それがデマンドタクシーの一番の良いことなんでしょう。それをなんでやってくれないのかということ。

あと、水の話だけど、借りているところは水の調査もするって言ってるわけでしょう。だったら、なにも5,700万円のほうは水質検査をするから金がかかるだけでしょう。取水するのは誰だって取れるんだよ。だったら、1,700万円のほうでみんな取水とってくればいいじゃないですか。そうすると、その受け取った業者は、水回りの調査をする業者さんは、引き水なのか、地下水なのか、浅井戸なのかってみんな分かって、そして水を取ってきて、水取ってきたものを検査する業者に渡せばいいだけの話じゃないですか。それを二重手間で、あんたは検査する業者だから、またその人も山木屋に行って、歩いてだぞい、水取ってきてって、二重手間かけて二重に金払うんだったら、同じ作業を2回させないほうがいいんじゃないですかって私は言ってるんですよ。そうしたら、経費だって安くなるんじゃないですか。片方の水回りの調査を受けた業者さんは、浅井戸か、ボーリングなのか、引き水なのか、みんな分かるじゃないですか。そうすると、その水源の状態も分かるから、そうすると、直したってこれではだめですよということが分かるじゃないですか。なんで有機的に分離した考えで、余計な金かかるようにするんですかって私は言っている。一本化できるんじゃないですか。作業のダブっているところは違うほうに偏らせるのは当たり前でしょう。そんなの土木工事だって何だって同じじゃないですか。だから近接工事だなんだってやるんでしょう。そのほうが経費が安くいくし、効率的に良いからって。なんでそういう考えがとれないんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁は町長ですか、企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

精練の跡地の利活用につきましては、事業着手前の早期に議会の皆様へ説明を行って状況等を報告してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。利用計画につきましては報告をしてまいりますので、よろしくお願いします。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

まず、送迎バスの件でございますが、今、議員お質しの部分で、そのようにやはり行くときから又は帰るときまでということでもありますので、そのような方向になるように検討させていただいて、運行については努めてまいりたいと思います。

あと、水の調査でございますが、議員お質しのとおり二重作業になったのでは、これまた大変なことでありますので、その二重作業にならないように、今回は予算が別々で計上させていただいて上げさせていただいておりますけれども、その部分についてはしっかりとダブらないようにしてまいりたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 24番の原子力災害に関わる損害賠償相談会業務委託料って、これは誰がどなたに相談をするための委託料なのか。町が東電に請求するための弁護士の委託料なのか、それとも被害住民が何らかの法的手段をとるための委託料なのか、この30万7,000円がちょっと分からないですね。

あと、さっきからも出ているように精練の解体なんですけど、困難区域の人と、制限区域の人と、子育て支援の話でずうっと昨日から言ってんだけど、あっちだ、こっちだという場所の選定はよくしているんですが、じゃ、その人たちの希望を聞いたんですかっていうことですよ。一方的に行政のほうで、精練の跡地行ったり壁沢行ったり、あっちこっち行っているような話なんですけど、私の知る限り、帰れないと決めた人たちも、間違っても帰れないと思っている人たちも、誰一人そんな希望を聞いてないんですよ、話は。飯舘と同居なのか混住者会になるのか分かりませんが、壁沢の話だってそうですけれど、被災者のほうの声は全くそこで、どういう形で聞いたのか、個人的に2～3人聞いたのか、全員に聞いたのか、これ全く聞いてないでこういう議論をしているわけですよ。いわゆる受益者っていうか、そこを入れさせられようとしている人たちの声が全く聞こえてきていない。だから、相談会の委託料ももちろんそうなんですけど、現実には何が問題かっていうのを分かってないんだよね。今、東電から箱に入った、こんな土地の内容証明来ています。お宅は15万ですよ、20万ですよとか。その相談のいわゆる問題分かってないから私言うんだけど、一番の問題は何になってるかといったら、リフォームした人とか改築、増改築した人は適用外なんですよ、東電の賠償の基準の。そういうのは東電のほうの住宅コンサルタントに希望があればやるって言ってるんだけど、誰も信用してないですよ、東電で雇うコンサルタントなんて。自分らでやればとんでもない金がかかるわけですよ。そういうことの今、正に賠償の基準の見直し、基準の確認を今やっていますから、そういうことが水の検査なんかよりも、はるかに急がなきゃならないことなんです。これで今、出して、本賠償の基準になるわけですから。そういうことが多分誰一人分かってないんじゃないかと私思うんだよね。だから、水の検査にしたってそうですよ。富岡興業のときに、あれだけ水の検査を拒否しておいて、いざ帰る話になったら積極的なんです。バスも出します、水の検査もやります、手のひら返したように行政が動くんですけど、どっちの立場で行政はやっているんですか。加害者の立場で行政やっているのか、国の立場で行政やっているのか、東電の立場でやっているのか。この予算書見る限り少なく立って被害者の立場に立っている内容とは私は思えないんですよ、現実には。だから、ころころ、戻れない人は壁沢に行ったり新中町行ったり、両方行ったり来たりするんですか。そこにバスでも出すんですか。もう少しまじめな議論をしてください。直近の課題は何なのか。そうしたら、水の検査よりも当然今水出るかといって、住んでいるわけじゃな

いですから、水出ること先にやることと、まず、質問の第1番として、これだけデマンドバスの話から何年前からやって、ようやく出して、今度は無料でバス出します、帰るんだったらなんぼでもやりますよと、非常に陰湿なやり方が私は明確な気がするんですけど、本当の住民の立場に立ってないと。今言ったとおり、制限区域と言われる人たちと子育て支援と、子育て支援がどのくらい、子育て支援っていろいろあるんですよ。これから結婚して子育てしなきゃならない人も、まもなく終わろうとしている人たちも、どの辺の範囲まで目指しているのかということと、今言った24番の業務委託料、損害賠償、これ今ADRが2件、弁護団入ってますよね。裁判やる弁護団がいて、3つの弁護団が入っています。この人たちに対しての予定なんですか。確認しておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 24番の原子力損害に関する賠償の業務委託でございますが、これにつきましては、月1回、福島県弁護士会の先生方にお越しをいただいて相談業務を行っていただくという中身となっております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

精練の利用計画につきましては、今後、議会の皆さんに正式に説明を行いますけれども、ただいま質問いただきました住宅の戸数につきましては、今年の2月末の山木屋地区全世帯523世帯に意向調査を実施をしました復興住宅へのアンケートでは、回答数が314世帯のうち60%ですね、復興住宅への入居を希望された方が194世帯ございました。うち乙8区の居住制限区域だけでは21世帯の方が入居を望んでおるということで、回答率が60%ということも勘案をいたしまして、この21世帯を25世帯分まで増やしまして、25世帯として計画を立てて今の居住制限区域で住宅を望んでおられる方の戸数ということで国のほうには協議を進めているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 再度なんですけれども、こういった復興住宅関係のアンケートにつきましては、そういった実数のこともございますし、住宅の形態等もございます。そういったことも含めまして、再度精査をする意味でアンケートを実施していく考えでおりますので、併せてご理解を願いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 企画課長の答弁なんですけど、まず、根本的にずれているんですよ。まず、その前に、福島県弁護士会ですか、要するに今、この前も90何人集まったとおり、今ADRには約、声かかっているのは100人以上います。実際出したのが60何戸、70戸近くいます。あと、もう一方では坂下地区通じ、また別

な弁護団が今、入っています。今、巡回弁護士さんも来て、そこにも相談いっています。でも、ほとんど相談しなくなりました。なぜかという、東京に来てください。新宿で事務所を構えています。新宿に来てください。デマンドバスで山木屋に戻るのがやっとなの人が、どうやって新宿に行くんですか。現実。だから、むしろ、そこまで言うのであれば、今現地に既存でもう既に70数人の人がADR第2弾も訴えているわけですよ。そういう相談のサポートをやったり、あと裁判やりたいという人が100人近くいます。そういう相談をするのが先であって、弁護士替わったら、そんなに簡単に弁護士替えられませんからね、ADRで出したり裁判やっただけ。そんな来週はこっちの弁護士、再来週はこっちの弁護士なんていかないんですから。だから、皆さんは実態をつかんでないっていうんですよ。とにかく、どこかでもいい、弁護士を与えておけば何か相談に来るんだろうと。相談に来ない人はそれでいいという考え方だところなんです。そうじゃなくて、今実態としてADRなり、今2件だねADRは、2グループ、あと裁判やりたいと。そういうグループが現実にあるわけですよ。そのサポートをするのが筋であって、福島県に150人しか弁護士いませんから、もう手一杯ですよ、弁護士会だって。現実大きく分けて4団体ぐらいあります、原発被災弁護団が。100人ぐらいのところと、90人ぐらいのところと、40人ぐらいのところとありますけれど、現実にはそういう実態を分かってやってないから、こういう中途半端な32万7,000円ね、やるという、じゃ、実際それで相談になりますか。相談だけしたって意味ないんですよ。相談した後は、今正直言っておけるとおり、正式には3月11日の民法724条のいわゆる時効の話はありますけれども、実際これ行使できませんから、9月までは行使できないというのは分かっているわけですよ、時効は。みんな、それで多少心配している人もいますわけですよ。あとは、名義の問題とか何かで、まだ未提出の人がかなりおります。現実いろんな問題があって相続できない人も現実にありますから。だから、そういうことも含めて考えるなら、今新たに、またどこかの弁護士が来たところで、いっぱいいっぱいです、住民は。今来て相談を受けている弁護士だけだって3つのグループがあるわけですから。そこにサポートするのなら話は分かりますよ。それをまた新たによそから来て、また新たにまた東京から来たならば大変じゃないですか。だから、実態を分かってない。町長、これもう少し実態をつかんでからやったほうがいいですよ、この金額はともかくとして。弁護士の相談も。だって、同じ地区で、同じ数の中で、10も20も弁護団グループが出来てどうするんですか。告訴団が。現実そこなんです。だから、あと1つ言った企財課長ね、要するにまたアンケートとるっていうんだけど、もうアンケートこりごりだそうです。またうそつけられるから、アンケートは書かないと。住民説明会11か所やりました。私9か所行きました。なんでアンケート取ったんだといったら、意見を聞いたかっただけだと、ふざけるなど。たくさん出たじゃないですか、

現実に住民の方から。今回の場合は2月にとったアンケートは住所と名前まで書けと。アンケートというのは無記名が普通なんであって、あそこまで言うのであれば、もう注文書だと。今度は間取りの相談に来たのかと思ったと。全然中身が違う、ただ聞いてみただけだと。こんな失礼な話ないですよ、被災者相手に。どんな赤い家がほしいか、青い家がほしいんですかと聞いているようなものですから。だから、実態をまずつかんでないアンケートやったから、ああいうふうになるんです、現実に。だって、150戸というのは、あの中の6割ですよ。残りの4割足せば200戸以上の1戸建てというんですよ。確認したいんですけど、町は災害公営住宅が山木屋適用になるかどうか分かってやったんですか。明らかに法律制度上は適用にならないんですよ、災害公営住宅は。公に営む住宅は8分の1補助っていうやつだ。8分の1が個人なりの負担というか、あれは津波と50ミリシーベルト以上だけなんですよ。山木屋の自治会でやったのは、代替地の話ですよ、あれは。だって、1戸1反歩の面積ほしいなんて公営住宅どこにありますか、全国探して。だから、あれほど言ったじゃないですか、企画に。これはやめてくれよと。復興庁でも、これは無理だよと。にもかかわらず強行したんじゃないですか、あなた方。そして今になって、またアンケート取るなんて言ったら、住民は怒りますよ。現実に。だから、精練に造るなんて言ってみたり、壁沢に持っていくなんて言ってみたり、あっちこっちに話だけが行ったり来たりするんですよ。もう少し信頼のできることをやりませんか。あのアンケートは間違ったと、今認識してますか。だから、いいですか、町長、この相談委託料、委託料は3,000万だろうと、300万だろうと、30万だろうと、それは構いません。でも、現実に今相談を受けている人たちのフォローをしてあげないと、新たにまたそういうことをやったらかえって混乱が起きますよ。

あと、もう1つは、アンケート調査、じゃ具体的にどういう中身のアンケートをとるんですか。前のアンケートはほごにするんですか。そこだけ。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

弁護士というか、損害賠償相談会であります。今、議員お質しのように、議員も弁護士相談業務についてはいろいろと今、現場でも関わっている件もいろいろあるわけですから、一番知っている立場と思って今、聞いておりましたけれども、そのようなことの実態があることも、先日、私も山木屋の説明会に行って弁護士の先生ともお話をさせていただきましたが、お伺いしたわけであり。住民の皆さんもいろいろと請求の内容についてもよく分からないところがあると。東電自身が、あそこに相談窓口を設けるということで今やっていることもやってはいるんですが、更にまた詳しくやることで話をして、詳しくというのは時間をとってやってくれということで、東電に要求をしております。その中で今度は、その中で弁護

士にも相談したいという方もいると私は伺っておりますので、今回その弁護士さんということでの予算を取ってやろうということと考えたわけでありまして。それで、今お質のようなことも踏まえて、また、いろいろそういう専門の方のお話を聞きながら、相談内容について具体的な組み立てについては、実態に合った対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、もう1点の住宅の関係であります、前のアンケートについては住民の説明会、あるいはまた議会の席上でも何度となくお話をいただいておりますので、そのことについては説明会でも申し上げ質問されたわけでありましてけれども、実態に合ったようなことについてのことを今度はしっかりと取るべきだというような話もいただいております。ですから、単純に入りますか、どうですかくらいのアンケートではしょうがないということを前にも言われたわけでありまして、そういった取り方は本当にいかなものかと私も思っております。しかし、実際に取っておりますし、実際の住所氏名をやって、どれだけ復興住宅を望んでいるのかという本当の真の数字といいますか、思っていることを取るのは、それはそれとして1つの段階かなという思いであります。それは国のほうにも説明してあります。国のほうでも、それは説明会の席上でも理解を示したところでございます。具体的に今度は、これは山木屋に限らず、このアンケートをとるということによっておりましたので、具体的な内容を伴ったアンケートをとるべきだということを私は申し上げておりますので、今回やるアンケートについては、そのようなことで取らせていただくことで今準備に入っているというような段階だということを国のほうとも話を詰めておりましたので、それが具体的にになれば、また内容等については山木屋の皆さん方にもこれは説明をしてアンケート集約にといいますか、アンケート調査に入りたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） いつも、そういうふうに言うんですよ。でも、実際実態をつかまないでやるんだよね。だから、いろんな。だって、2回取っているんですよ、今までアンケート。しかも返事のしようのないようなアンケートなんだね。帰りたいですか、帰りたくないですか、帰りたいに決まってるじゃないですか、そんなこと。その人格も人選も含めて、全部そこに培って今まで育ってきたわけですから、自分の財産ですから、当たり前ですよ、そんなこと。あなた方に言われなくたって。帰れる状況をどうやってつくるかですよ。それで、つくれないから無理だと思っている人もいっぱいいます。もう既に家を買った、土地を探している人、10件以上超えています、現実には。どのくらい調査しているか分かりませんが。探している人はもっといます。だから、本当に追い出すだけ追い出しておいて、あとは構わないよという、あとはとにかく線量なんか、とにかく戻れることだったら何でもするよっていうふうにはしか見えないんですよ、このやり方だと。だって、水検査する。

水は大丈夫です、大丈夫ですよ、大丈夫ですよと。でも実態、昨日のテレビでも放送されたように、今、避難区域の除染があつた有様ですよ。今、現実には、じゃあ1年、2年延ばしてどうにかなるかっていったら、なりませんよね。1軒の家、2か月でもまだ除染終わりません。そういう状況考えたら、水の検査やってる場合じゃないですよ、現実には。だって、本当に心配して持ってきて検査していますから。ほとんど出ませんから。まず、検査する水が出ないんだから、水をなんとかしてください。

あと、もう1つ、今言ったようにアンケートの話ですけど、アンケートやるのであれば、内容も含めて住民の代表機関である、まず議会に相談してください。そうじゃないと、自治会もあきれていますから、もう。聞いたってやらない、聞くだけだよという話。とにかく前の150戸の1戸建ての話でみんなあきれていますから。町長、簡単に公営住宅、公営住宅っていうんだけど、じゃ復興住宅、復興住宅定義をそんなに簡単に使ってもらっちゃ困るんですよ。法律制度上の復興住宅は、山木屋適用にならないんですよ。どんなことしたって我が国の法律では。分かります。ただ、制限区域の人がすぐ帰られないから何年間か住んでくださいっていう話では、これは通らんのですよ。今までは、そして、あの長屋に住んで、また同じものを建てて、業者が造った同じような形をした、誰も入ろうとは思いませんよ。みんな自分の家がほしいんですから。それにはきちんとした賠償をさせるのが自治体の役目なんですよ、あなたの。そうでしょう。ちゃんと憲法にも、そう書いてあるんだから、そのとおりやればいいんです。今、国と東電が法律を守らないから、そういうことになっているだけの話ですよ。現実には。1ミリシーベルトを守らないで20ミリシーベルトに上げたから、こういう問題が起きているわけですよ。その辺の認識が全くないわけですから。したがって、アンケートやるのであれば、じゃあ前に取った2回のアンケート、どういう反省を総括したのか言ってください。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

お質しのとおり、これまで2回アンケート調査は実施をさせていただいておりますけれども、私も区域見直しの説明会の際には、住宅のアンケートということもありまして、住宅を注文したのにいつ出来るのかという声、多く聞いております。設問の内容も今お質しいただいたとおりで、総括とおっしゃいますけれども、その後の区域の見直し後の状況の変化などもございますし、設問の内容についても、先ほどご意見をいただきましたが、議会の皆さんにも相談したうえで内容を精査して、より皆さんの意見が集約できるような形でアンケートを実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上で答弁いたします。

（不規則発言あり）答弁いたします。設問の中に不適切な部分があったかということも、すべて間違いではないと思うんですけれども、（不規則発言あり）そういつ

たことも十分反省をして今後アンケートで実態を把握する必要があると思いますので、是非アンケートについてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、国が取り組んでいる復興公営住宅のほうにつきましては、基本的に長期避難を余儀なくされる方々を対象としておりまして、本町の場合は乙8区の居住制限区域だけが入居に際しての整備戸数の対象となるということでございます。整備戸数の対象となる。復興公営住宅については。以上で答弁いたします。（不規則発言あり）

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 今の企画財政課長の答弁ですと、ちょっと理解に苦しむんですけど、復興公営住宅だと山木屋地区の人全体が対象になるんですか。乙8区だけが対象になるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

ただいま説明をいたしました、国が取り組んでいる復興公営住宅につきましては、基本的には長期避難を余儀なくされる方々を対象としておりますので、川俣町の場合は乙8区の居住制限区域だけが入居に際しての整備戸数になるということでございます。

○5番（高橋道也君） 該当になるってこと。該当には乙8区しかないということ。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） はい、基本的にはそういうことです。ただ、町といたしましては、乙8区以外でも子どもを持つ世帯など、子どもの健康を考えれば、帰還に不安を感じることは当然のことでございますし、少なくとも、これらの乙8区以外でも帰還できない、戻れないという方の世帯の入居を認めてもらうように県と共に国のほうに調整を行っております。なお、山木屋地区で18歳未満の子どものいる世帯は87世帯ございます。18歳未満で。うち乙8区が6世帯で、その他につきましては81世帯ほど乙8区以外で子どもを持つ、18歳未満の子どもの持つ世帯があるということで、この壁沢につきましては、およそこの80世帯ということで、県と一緒に国のほうに、飯舘さんの60に併せて川俣町分80出来ないかということでこれはお願いしている状況です。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 今の説明ですと、前回のアンケートね、あれ全世帯対象にしましたよね。全世帯対象でアンケート取ったにもかかわらず、その子どものいる、三歩くらい譲って子どものいる世帯まで含めたとしても、そのほかの人たちにはどういう説明をするんですか。ただアンケート取っただけ、あんたらはアンケート取っただけで、公営住宅は建てるわけにはいきませんよということが最初から分かっているアンケート取るっていうのはおかしい話じゃないですか。だから、乙8区該当するっていうのであれば、その世帯、その世帯25戸ですか、これも最初から、

再三私らがずうっと聞いていたのは20世帯と聞いてました。なんか昨日の一般質問から、急に25世帯というふうに変ったんですけど、だから、その25世帯以外に子どもさんのいる世帯とか、そういうことを対象だといっても、ほとんどの80と6世帯、なんだ。これ100くらいしかないですよ。今500世帯くらいに膨れあがっているんですよ。そうしたら、あとの400世帯とか、そういう人たちに希望だけはアンケート取って持たせたと。だけど、あなた方は全然対象外ですよということが分かっていてアンケート取るっていうのは、どうも詐欺師みたいなことなんじゃないかと思うんですけど、それはどういう理由づけで全世帯にアンケートを取るように回したんですか。(不規則発言あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 企画財政課長。

○企画財政課長(佐藤真寿夫君) 質問に答弁をいたします。

先ほど申し上げましたが、2月末で山木屋地区全世帯を対象とした、これは復興住宅に関するアンケートでございましたけれども、回答率は60%の中で入居が194世帯希望されているということで、前段といたしましては、実数として全体の皆さんにアンケートに協力をしていただいたこととなりますけれども、どのくらいの方が住宅を希望されているかという前段の調査になると思います。結果、多くの方が望まれている状況を把握することはできたんですけども、今回はその後、区域の見直しもございましたし、対象、ご質問いただきました実際に対象となる世帯の方なども詳細に触れながら、要望される精度を上げるということもございまして、前回までのアンケートの過ちといわれる部分につきましては、是正を図って精度を上げたアンケートを行いたいというように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。(不規則発言あり)

(「議事進行」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 高橋道弘君。

○2番(高橋道弘君) あのですね、私、何回言ったって、結局その復興住宅ということと災害復興住宅ということと整理ついてないわけですよ、当局で。だから、全然議論がかみ合わないですよ、なんぼやったって。だって、いいですか、やったのは復興住宅に関する意向調査なんだよ。皆さんが2月に集計したっていうの。災害復興住宅のアンケートなんて1回も取ってないわけ。だから、そこはちゃんと何が問題提起されているのか当局で整理したうえでないと質疑できないと思うんですよ。だって、精練の所に造るって言っているのは復興住宅だっていう、単純に一般論でね、知らない人が議論することと、我々予算を認める立場から言えば、災害復興住宅を造るのか、単なる復興住宅を造るのか、これ全然違いますよ、やる事業として。そこを整理してもらわないととても議論できませんので、議長、休議していただいて当局のほうで、この前取った住宅は何の住宅のアンケートを取ったのか、今度やろうといっているのは何を提案しているのか、そこを整理していただいたうえで

非質疑を続けていただきたいと思います。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、今休憩に入ろうと思ったんですが、それでは暫時休議ということで、今の問題を整理して答弁をもらうことにしたいと思います。

整理できるまで暫時休議ということにいたします。それでは、ここで休憩いたします。再開は2時30分といたします。（午後2時15分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。（午後2時31分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

住宅に関して、いろんな言葉が出ているということでご指摘をいただきましたが、公営住宅法に規定します国でいうところの正式名称では災害公営住宅になります、正式名称は。ただ、福島県では知事がそういった意向もあって、災害という文言を取って復興を頭に付けまして、福島県独自で意義は同じなんですけど、同義語で復興公営住宅っていうふうに言っております。町ではその文言で復興公営住宅ということで、正式にはご指摘のとおり災害公営住宅になるんですけども、2月の時点のアンケートにおきまして、この福島県で言っております復興公営住宅という名称でアンケートを取らせていただいておりますが、そのアンケートをとりまとめた意向調査の取りまとめについては、標題が復興住宅ということで統一しております wasn't でしたが、これはちょっと誤りでした。正式には、復興住宅にかかる住民意向調査のまとめではなくて、復興公営住宅にかかる住民意向調査となるべきでございました。申し訳ありません。文言の説明にさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 先ほどから全然話がかみ合わない、当局の考えがちょっと分からないんですけど、87戸と乙8区の合わせてですか100戸くらいにしかならないと。それで510世帯のアンケートを取ったと。そうすると、町が本当に造ろうとしているのは、せいぜい精練の跡地と壁沢と合わせても80戸くらいの公営住宅というんですか、そういうものしか造らないということになるわけですね。そうすると、このほかに該当する地域に関しては、全然政府も見向きもしないということになったら、あれだけの大々的にやってアンケートを取ったわけですから、町長はやっぱり住宅団地を整備して皆さんに入ってもらいたいというような考えで昨日の質問から出ていますけれども、やはり住宅団地の造成というものをこれから考えていけなくちゃいけないんでないかと思うんですけども、町長、この復興住宅に関しての考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

ただいま、それぞれ復興公営住宅についての質問等が出されて、戸数の問題等があるわけではありますが、住民説明会のときにもそのような話の中で、そのアンケートの問題、実際に出来る数の問題でいろいろと議論がされました。ですから、国のほうでは先ほど答弁しているように、居住制限区域のこと、また避難指示解除準備区域についてはなかなか厳しい話の中でいたわけでありまして、住民の皆さんからは、とにかく復興住宅のアンケートをこれだけ取って応えないというのはないんじゃないかということもなされております。私もそのように思っているところでございます。そんな中で、今、国のほうにも申し上げているんですが、国のほうでも何らかの形では出していきたいということを当時も話ししておりましたが、今説明しておりますように、少なくとも子育て支援事業としての子どもを持っている親くらい分の何かについても出さないということには、ということの思いもあるようでありまして、いろいろと今その議論をしておりますが、町といたしましては、せめて子育て支援の世帯までは希望者については、やっぱり対応すべきだろうというようなことでの話もしております。今ご質問にありますように、入れない人の場合どうするんだと、ですから、あのときも話されましたが、もっともっと具体的に戸数の間取りも含めて、公営住宅なんだ、こういうつくりなんだとか、あるいは、また経費の問題も含めて、もっと明確に出すべきだというような質問も出されておりました。そんなこともございましたので、この復興公営住宅についての取り組みについては今そのようなことも含めて国でやっております。

今度は、その住宅団地の造成でございますけれども、今般答弁でも申し上げてきておりますけれども、いろいろと国のほうでも8分の7の補助というようなことの中を言っている先生方もおられまして、国のほうでも話をしておりますけれども、川俣町の場合、そういったものについては該当しないというような話もいただいております。ですが、その規模にもよりますから、住宅地の造成については民間の事業も視野に入れながら取り組む必要があるんじゃないかという思いでいるのが現状でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 国で来たとき私も発言させてもらった1つは、国でできることは何なんだというような話の中で、農振地域を外したり、農地を宅地に変更したりするという手続きというものを早くできないかという話もしたんですが、そういったことを町でやって、そういうことで宅地の造成を進めるということにはならないのかい、そういうのは。この予算の中で解決できるというか、そういうような方向で行けばできるんじゃないかと思うんだけど、復興住宅うんぬんばかりでなくて、そういうような方向で進めてもらいたいなと思うのね。ただ、これが今日のあれに反しているとするならば、参考意見としてお話しするだけでいいです。答弁は

要らないです。反するのならいいです。

○議長（佐藤喜三郎君） 今、黒沢議員から質問があったんですが、もし当局のほうで答弁できれば。一応、今回の補正予算の中にはちょっと合わないのかもしれませんが。町長。

○町長（古川道郎君） 今の黒沢議員の質問でありますけれども、農振の転用とか、復興、復旧に向けた中でのそういった手続上を簡略するとか何かということについての話は、いろいろと仮設の作業員の宿舍や何かを造るときも出ているのでありますが、今の住宅とか何かについてのやつについてまでその辺の検討をしておりますので、これについては調べさせてもらって、後で返事を申し上げたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 補正予算で1点ほどお伺いしたいんですが、前から議会では、前回の補正予算でも子どもの遊び場の調査費等で委託料としておったのですが、今回の補正予算に、これが事業として出てくるんだと私だいたい期待しておりました。残念ながら、どこを見ても出ておりませんので、その代わりということではないのですが、子ども元気復活交付金の遊具の更新についてお伺いします。これは子どもの原発からの被害を守るということでやったのですが、屋外遊びが一番最初に造って、この後だったらいいと思うんですが、今回25か所、これ補正予算で出ていますが、この中に1か所、わいわいクラブ、かなりの人が下校後わいわいクラブに行ってますが、そこにも児童遊具あると思うんですが、その更新はなってないんですが、上がっておりませんが、どうなっているんですか、どうぞ。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） ご質問にご答弁を申し上げます。

今回、幼稚園、小中学校をはじめ全25か所の児童遊具の更新を計上してございますが、ただいまご指摘がございましたわいわいクラブの遊具につきましても、最近遊具の補修を終わっております、今回の基本的な考えは耐用年数とか劣化状況を踏まえて更新すべきものを計上させていただいておりますが、状況を踏まえながら次回の交付金等で状況を見ながら随時更新してまいる考えでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 耐用年数きたから更新するんだというんだけれども、この趣旨からいうと、補助金の名称からいっても、今回の原発事故で子どもたちをのびのびと表で遊具でも造ってやろうというこれ事業だと私は思うんですよ。耐用年数きたからと、補助金があるからというんじゃないくて、これやはり遊具自体も今までのあいう遊具とは違って、原発にも放射能にもなるべく影響ないような遊具だと思うんですが、やはり、これ教育委員会の関係ばかりですので、私は、教育委員会ばかりじゃないんですよ、これね。各課に該当するのありますよね、これね。小

島の子どもの遊び場なんていうのは、これは教育委員会じゃないと思うんですが、中央公園もあります。やはりこの中で私一番わいわいクラブが使うあれが一番多いと思うんですよ。見てますと、これ大作の児童遊園なんていったって、あまり私は子どもらが遊んでいるなんていうのは見たことがないんですが、やっぱり道具を設置するのなら、利用度の高いところに、子どもらがいるところにやっぱり設置するのが私は本来の姿ではないかなと思うんですが、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） ご質問にご答弁申し上げます。

議員お質しのように、確かに子どもたちが60名定員にして、日々50名程度活動されております。そのようなことも踏まえまして、今回の予算の中では入ってございませんが、総体的な予算の中でできるものは確実に実施してまいりたいと、そのように考えてございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 教育次長ばかりじゃないんですよ、これ、建設課も該当してるし、総合的に町でやるべきだと思うんですが、考え方の違いだと思うんですよ。

今のところにあれば、これ更新すればいいと、犬猫しか集まらないような公園もありますよ、私から言えば。今50人も60人も集まるわいわいクラブにあれほどの人がいるわけですから。子どものためにやるのか、ただ遊具を今まであったから、古くなったから更新する、そこにあったから付けるんだというような、そういう考えでは、先ほど今まで皆さんが言ったとおり、復興事業と同じでしょう、これ。子どもが元気だなんて、ちっとも子ども元気にならないですよ、こんなことでは。やはり、ここにきちんとやっぱり早くやってくれるべきだと思うんですよ。そういう考えはございますか。これは教育次長ばかりじゃないと思うんですよ。町自体の姿勢だと思いますので、予備費でも何でも使ってやってください。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今回の遊具の更新については、全部の施設の一応点検をいたしました。そんな中で、上がってきたものについて今お質しのように、子どもたちの安全安心を守っていかうということで、やることで上げたわけであります。今ご指摘のことについてのやつも、また再点検しながら、その遊具の更新といいますか、修繕の必要なものをしっかりと把握して対策を立てて、また実際やっていきますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第3, 議案第85号「平成25年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第4, 議案第86号「平成25年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○2番(高橋道弘君) 提案のとき言われないんで私解釈できないんですけど、7ページを見ますと、介護給付費準備基金から300万円繰り入れているんですけども、それで、一方支出のほうでは、帳尻合わせるのに予備費を500万円当初で取ったのを半年過ぎたら268万5,000円減額して帳尻合わせるんだという今回の補正予算になっているんだ、これね。それで、介護保険の基金というのは今、準備基金というのは残高はなんぼなんですか。この取り崩した後。

○議長(佐藤喜三郎君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(菅野浩市郎君) ただいまのご質問の基金の残高ですが、取り崩した後、300万円を取り崩した後の残高が1,756万8,930円となります。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうしますと、予算の組み方の根本だと私は思うんですけども、いいですか、今回の歳入は繰越金を544万5,000円、決算したならば544万5,000円余計になったから1,500万に増やしましたと、歳入しますよと言ってるわけでしょう。それで基金繰入れから300万円わざわざしているのに、1,700万も残高あるのにだよ、当初予算で500万円予備費取ったものを半年過ぎたら半分以下にってしまうんだと。そうしたら、おかしいと私は思うんですよ。予備費っていうのは、緊急でどうしようもないときに予備費っておくわけでしょう。要は、議会を招集するいとまも何もないと、とりあえず、これすぐ支出しないとまずいというときのために予備費ってあるんじゃないですか。これ一般会計だろうが特別会計だろうが同じだと思うんですよ。基金に金がないのなら分かりますよ、私。帳尻合わせるのに予備費を減額させますっていうのなら分かりますけど、基金に1,700万円もお金あるのに、300万円だけなんでわざわざ取り崩すんですか。それだったら、予備費0にしたらいじゃないですか、基本的な考え方として。何のために予備費を減額して基金を300万円でちょびちょびっと取り崩して、1,700万残高おいて、なんで予備費を260万円減額補正しなくちゃいけないのか、特段の理由があるんですか、これ。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問ですが、確かに議員お質しのように、原則的な予備費の考え方は議員おっしゃるとおりだと思いますが、これまでもそうなんです、介護保険の会計を運営するうえで、返還額、償還利子及び割引料の中で償還額ありますので、その償還額に対して繰越金、また基金の状況、予備費の状況等を勘案しまして、今回のような補正を行っているところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうしたら、さっき可決になったけど、健康保険会計だってよ、償還金増えたわけじゃないですか。じゃ、なんで国保会計は予備費減額しないんだい。そういうことを言って、原理原則のことを守ろうとする姿勢が常にないから、とんでもないことにいっぱいなっているわけじゃないですか、今現在。細部いろいろ言わないけども。一般会計のやり方なんては、はっちゃめっちゃじゃないですか、ですから。そういうことを言って原理原則に立ち返ろうという努力をいつもしないじゃないですか。何の理由もないじゃないですか。じゃ、足りなくなったら予備費増額するのかい、これ。補正で予備費増額するなんて私聞いたことないですよ。じゃあ。足りなくなるときは、どうやって処理するんですか、これ。臨時議会でも夜中にでもなんでもやるんですか、急きょ。3日前にしか招集できないんですよ、議会は。そのために予備費って、行政当局が執行部側が適宜、緊急的に対応できる

ようにつくってあるのが予備費っていう予算じゃないですか。それを自分らで狭めて喜んでいて、そして原理原則に反することをやって、そういうやり方もあるんだなんていうやり方はないでしょうというの。そういうことでいいんですか、町長。今後もこういうことやるんですか。予備費足りなくなったからって増額なんて、私反対しますよ、じゃあ。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 質問に答弁をいたします。

ただいま2番議員から質問がありましたような内容の介護保険会計の財政の運営については、そういうことだと私も認識をしております。予備費の考え方と基金の使い方ですね。その辺はやっぱりしっかりと区別する。予備費がなんで必要なのか、基金はどのように活用するのかということをしっかりと考えながら、この会計の運営等についてはやっていくべきだと思っております。今後そのようなことで取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第5、議案第87号「平成25年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後 2 時 5 5 分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤 喜三郎

同 署名議員 菅 野 意 美 子

同 署名議員 新 関 善 三 君